

**AEO 輸入者及び AEO 通関業者に対する
経済連携協定（TPP11（CPTPP）及び日 EU・EPA）に基づく加工又は
修繕のため輸出された貨物に係る輸入申告時の簡素な免税手続に関する Q & A**

平成 30 年 12 月
平成 31 年 1 月更新
財務省・税関

※赤字の箇所は、平成 31 年 1 月 30 日追記部分となります。

（適用開始日）

Q 1. 関税暫定措置法第 8 条の 7 に規定する免税制度を利用して行う輸入申告時の簡素な免税手続（以下「簡素な加工修繕免税手続」といいます。）は、いつから適用を受けることができますか。

A 1. 簡素な加工修繕免税手続は、**経済連携協定が発効する日（以下参照）以降**に輸出し、その後 AEO 輸入者又は AEO 通関業者が当該制度を利用して行う輸入申告において適用を受けることができます。

- **TPP11（CPTPP）** : 平成 30 年 12 月 30 日（日）以降
- **日 EU・EPA** : 平成 31 年 2 月 1 日（金）以降

（「加工・修繕輸出貨物確認申告書（経済連携関係）」（確認申告書）の管理方法）

Q 2. 簡素な加工修繕免税手続の適用を受けるために税関への提示を省略した確認申告書の適切な管理方法を具体的に教えてください。

A 2. 簡素な加工修繕免税手続の適用を受けるための適切な管理については、輸出入される貨物等の実情に応じて、税関への提示を省略した書類の保管を適切に行っていただく必要があり、具体的な管理方法については、AEO 輸入者又は AEO 通関業者に委ねることとしております。

（確認申告書の管理を行う者）

Q 3. 簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて輸入申告を行う場合は、AEO 通関業者が確認申告書の管理を行う必要がありますか。

A 3. 貨物の輸入申告を簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて行う場合、AEO 輸入者又は AEO 通関業者の実情に応じた方法により確認申告書の管理を適切に行う必要がありますが、この管理については、必ずしも AEO 通関業者が行う必要はありません。

（貨物を分割輸入する場合の確認申告書の管理）

Q 4. 貨物を複数回に分割して輸入する場合において簡素な加工修繕免税手続の適用を受けるためには、1 回目の輸入申告から最後の輸入申告が完了するまでの間、一の AEO 通関業者が一元的に確認申告書の管理を行う必要がありますか。

A 4. 貨物を複数回に分割して輸入する場合において、簡素な加工修繕免税手続の適用を受けるために一の AEO 通関業者が一元的に確認申告書の管理を行う必要はありません。

(納税申告)

- Q 5.** 貨物の輸入時に特例申告を利用することなく納税申告を行う場合は、簡素な加工修繕免税手続の適用を受けることができますか。
- A 5.** 貨物の輸入時に特例申告を利用することなく納税申告を行う場合であっても、簡素な加工修繕免税手続の適用を受けることができます。

(税関への書類の提示)

- Q 6.** 簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関による審査又は検査の際に、提示を省略した確認申告書について税関への提示が必要になることがありますか。
- A 6.** 税関による審査又は検査の際に、提示を省略した確認申告書について、税関から提示を求められた場合は、確認申告書の提示をお願いします。

(減免税明細書の取扱い)

- Q 7.** 簡素な加工修繕免税手続を利用すると、「加工・修繕・組立製品減免税明細書」(T-1060)の取扱いに差異はありますか。
- A 7.** 簡素な加工修繕免税手続を利用しても、「加工・修繕・組立製品減免税明細書」の取扱いに差異はありません。

(事後審査)

- Q 8.** 簡素な加工修繕免税手続の実施により、確認申告書(交付用)に係る貨物を同一の時期に複数の港で輸入する場合における確認申告書の写しの提示に係る事後審査の取扱いはどうなりますか。
- A 8.** 簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて輸入申告を行う場合において、確認申告書(交付用)の提示を省略したときは、確認申告書の写しの提示について事後審査の対象としません。

(貨物の分割輸入に係る取扱い)

- Q 9.** 貨物を複数回に分割して輸入する場合で、AEO 通関業者が簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて 1 回目の輸入申告を行った後、AEO 通関業者以外の通関業者が AEO 輸入者以外の輸入者から委託を受けて 2 回目の輸入申告を行うときに、簡素な加工修繕免税手続の適用を受けることができますか。
- A 9.** AEO 通関業者以外の通関業者が AEO 輸入者以外の輸入者から委託を受けて輸入申告を行う場合は、貨物を複数回に分割して輸入するときであっても簡素な加工修繕免税手続の適用を受けることができません。

(修正申告)

Q10. 簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて行った納税申告について修正申告を行う場合は、提示を省略した確認申告書について、提示をする必要がありますか。

A10. 簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて行った納税申告について修正申告を行う場合は、当該修正申告に係る事項を記載した書類を提出していただく必要があります。具体的には、修正申告を行う際に納税申告を行った税関官署の通関部門にご相談ください。

(事前連絡)

Q11. AEO 輸入者又は AEO 通関業者が簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関に事前に連絡する必要がありますか。また、AEO 通関業者が簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて輸入申告を行う場合に、輸入申告を委託した輸入者に事前に相談する必要がありますか。

A11. 簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関に事前に連絡する必要はありません。なお、簡素な加工修繕免税手続の適用を受けて輸入申告を行うためには、確認申告書（交付用）の管理を適切に行う必要がありますので、輸入申告を委託した輸入者に事前に相談していただくことをお勧めします。

その他、減免税手続に関する不明な点は、各税関の減免担当にお問い合わせください。